

年 月

保 護 者 様

福 山 市

(保健福祉局ネウボラ推進部保育指導課)

食物アレルギーのある児童の給食について

保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業施設における食物アレルギーのある児童の給食については、医師の診断・指導に基づいて可能な範囲でアレルギーの原因食品を除き、代替食品等を利用し、食物アレルギー対応食を実施しています。

つきましては、医師の指示を基に家庭と各施設が連携を密にして対応食を実施するため、次のとおり御協力をお願いします。

- (1) 福山市が定めた食物アレルギー指示書（様式 27-6）と主治医への依頼文（様式 27-5）を持って医療機関を受診し、指示内容を記入してもらってください。
 - (2) 食物アレルギー対応食申請書（切り取り線より下の部分）に記入し、指示書と一緒に各施設へ提出してください。
- ※ 指示書に基づき保護者と各施設の職員が話し合い、可能な範囲で対応します。
 - ※ 個々の症状が変化することから、食物アレルギー指示書に記入してある次回受診予定月には受診し、再度指示書を提出してください。
 - ※ 食物アレルギー指示書への医師の記入については保険診療の対象になりますが、要件を満たさない場合は有料となることがあります。その場合、料金は医療機関へ確認してください。

----- 切 り 取 り 線 -----

食物アレルギー対応食申請書

提出日 年 月 日

施 設 長 様

() 組 児 童 名 _____
保 護 者 名 _____

施設における食物アレルギーへの対応について、医師の指示による食物アレルギー指示書を添えて申請します。